

## P 受験申込Q & A

### 1 実務経験に關すること

#### [法定資格を取得する以前の業務]

Q1	法定資格を有しないで 6 年前から介護業務に従事しています。2 年前に介護福祉士の資格を取得しましたが、受験資格の要件を満たしていますか？
----	---

A1 介護福祉士として登録してからの従事期間が 5 年かつ 900 日以上であることが受験資格の要件です。登録日以前の業務は実務経験期間に含まれません。この場合、あと 3 年の実務経験期間が必要となります。

#### [免許登録日と実務経験期間]

Q2	4 月 1 日から看護師として病院に勤務、看護師免許は 5 月 11 日の登録となっています。この場合、免許登録までの期間は実務経験に含まれますか？
----	--

A2 4 月 1 日から 5 月 10 日までの間は実務経験期間には含まれません。看護師の資格に基づく業務に従事できるのは、免許の登録日（5 月 11 日）からとなります。

#### [医師の研究業務]

Q3	医師として大学病院に勤務し、外来診療や研究を行っています。実務経験に該当しますか？
----	---

A3 外来診療は実務経験に該当しますが、研究業務は直接的な対人援助業務ではないので該当しません。国家資格を有していても、研究、教育、営業、事務等は、要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、実務経験に該当しません。

#### [薬剤師の販売業務]

Q4	薬剤師の資格があり、ドラッグストアでの化粧品や雑貨の販売業務に従事しています。実務経験に該当しますか？
----	---

A4 化粧品や雑貨の販売のみの業務は、実務経験に該当しません。薬局での処方箋による調剤業務、薬店での一般医薬品に対する薬事指導等、要援護者に対する直接的な対人援助業務が該当します。

#### [保健師の事務]

Q5	保健師として保健指導業務を 3 年間した後、主に事務の仕事を 2 年しました。通算で 5 年になりますが、受験できますか？
----	---

A5 受験できません。あと 2 年の対人援助業務が必要です。対象法定資格を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助業務に従事していない期間は、受験に必要な実務経験期間に該当しません。

#### [保健師の養護教諭]

Q6	保健師の資格があり、養護教諭として学校に勤務しています。実務経験に該当しますか？
----	--

A6 学校の養護教諭の業務は、実務経験に該当しません。

[認定調査員]

Q7	保健師の資格があり、市役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしていますが、実務経験に該当しますか？
----	---

A7 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、該当しません。また、保健師の資格に基づく業務にも該当しません。

[栄養士の献立作成]

Q8	栄養士として特別養護老人ホームで、利用者の献立作成や調理の業務を担当しています。実務経験に該当しますか？
----	--

A8 栄養士は、栄養の指導に従事する者（栄養士法第1条）とされています。献立作成やメニュー開発、調理、食品衛生管理は、要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、実務経験に該当しません。

[訪問介護員の業務]

Q9	介護福祉士の資格があり、訪問介護員として働いています。業務内容は、利用者に対する生活援助や身体介護です。どちらも実務経験に該当しますか？
----	--

A9 身体介護は直接的な対人援助業務とされ、実務経験に該当しますが、生活援助は実務経験に該当しません。両方に従事している場合は、業務日誌等で客観的に身体介護業務と証明できる日のみを計上してください。

[看護補助の業務]

Q10	介護福祉士の資格があり、一般病棟で看護補助をしていますが、実務経験に該当しますか？
-----	---

A10 病院・診療所の看護補助で、その主たる業務が介護等であるものは、病棟の種別にかかわらず、実務経験に該当します。なお、ベッドメーキングや検体の運搬、看護用品の整頓など間接的な業務は、実務経験に該当しません。

[医療事務]

Q11	准看護師の資格があり、病院の受付で医療事務をしながら、必要に応じて、患者やその家族からの相談に対応しています。この場合、実務経験に該当しますか？
-----	--

A11 医療事務（受付・案内・カルテ作成補助・診療報酬明細書作成等）は実務経験に該当しません。また、准看護師の資格に基づく本来業務にも該当しません。

[施設の事務職員]

Q12	特別養護老人ホームで事務員として働いています。実際に利用者と関わる場面は多く、介護の仕事を手伝うこともあります。この場合、実務経験に該当しますか？
-----	---

A12 該当しません。

[福祉用具専門相談員]

Q13	介護福祉士の資格を有し、福祉用具専門相談員として福祉用具の販売やレンタルの業務に従事しています。実務経験に該当しますか？
-----	--

A13 福祉用具専門相談員の業務は実務経験に該当しません。また、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、義肢装具士の資格を有していても、実務経験に該当しません。

## 2 提出書類に関すること

### [過去に他県での受験]

Q14	昨年、山口県で受験し不合格でした。転居のため今年は広島県に受験を申込みますが、昨年の不合格通知書を提出すれば、実務経験証明書を省略できますか？
-----	---

A14 省略できません。必要な書類をすべて揃えて申し込んでください。

### [過去に広島県での受験]

Q15	昨年、広島県で受験しました。実務経験証明書や資格登録証は省略できますか？
-----	--------------------------------------

A15 平成30年度以降に広島県で受験し、受験資格区分が「確定」の場合は、実務経験証明書と法定資格に係る免許証、登録証は省略できます。受験資格区分が「見込」となっており、期限内に必要書類を提出しなかった場合は、実務経験証明書等、必要な書類を提出してください。  
(※P.5~6 参照)。

平成29年度以前の受験では、実務経験証明書等の省略はできません。

### [受験申込書の実務経験欄]

Q16	受験申込にあたり、これまでの実務経験のすべてを記入する必要がありますか？
-----	--------------------------------------

A16 受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出すれば、すべての実務経験を記入する必要はありません。また、記入する実務経験については、実務経験証明書を必ず添付してください。

### [実務経験証明書の記入者]

Q17	実務経験証明書を証明者から自分で書くようにと言われました。内容を見てから証明印を押印するということなのですが認められますか？
-----	--

A17 認められません。実務経験証明書は、所属長等の証明権限を有する人が様式の全てを記入するものです。一部でも受験申込者が自書した場合は無効となります。

### [実務経験証明書の訂正]

Q18	実務経験証明書の内容に誤りがありましたので、訂正印を押して自分で訂正してもよいですか？
-----	---

A18 受験申込者による実務経験証明書の訂正はできません。訂正印には必ず証明者の証明印が必要です。また、修正テープ等の使用による訂正も認められません。

### [人材派遣]

Q19	人材派遣会社から高齢者施設に介護職員として派遣されていますが、実務経験証明書はどちらに依頼するのですか？
-----	--

A19 人材派遣の場合、実務経験証明書は雇用関係のある派遣会社で発行します。  
なお、場合によっては派遣先での業務内容を確認できる書類（契約書の写し等）の添付が必要になります。介護業務に限らず相談業務であっても、派遣契約の場合は同様です。

#### [従事期間の重複]

Q20	介護福祉士の資格があり、登録ヘルパーとして2か所の事業所で勤務していますが、この場合、業務の従事期間及び従事日数を通算できますか？
-----	---

A20 同一期間内に複数の事業所に勤務している場合、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数は通算できます。(1日に2か所で勤務している場合の従事日数は1日として通算されます)

なお、重複した従事期間がある場合は、それぞれの事業所から、実務経験証明書とあわせて従事日数内訳証明書（41ページ）の提出も必要です。

#### [従事期間の最終日]

Q21	現在就業中の場合、実務経験証明書の従事期間はいつまでにしてもらえばよいですか？試験日の前日までにするのですか？
-----	---

A21 受験申込の時点で、必要な実務経験を満たしている場合は、従事期間の最終日は証明年月日以前としてください。証明年月日よりも後の期間（最長で試験前日の10月12日まで）が従事期間を含む実務経験証明書は「見込期間あり」となり、最終の提出期限までに、確定した実務経験証明書（見込期間満了分）の提出が必要になります。

#### [病気休暇・介護休暇・育児休暇等]

Q22	従事期間内に病気休暇、介護休暇、育児休暇、産前・産後の休暇がある場合はどうなりますか？
-----	---

A22 従事期間とは実務経験対象業務に従事している期間をいいます。従って、病気休暇や介護休暇、育児休暇等の長期休職期間は、従事期間には含まれません。ただし、産前・産後休暇は従事期間に含むことができます。

#### [従事日数]

Q23	従事期間内において業務に従事した日数についての取り扱いはどうなりますか？
-----	--------------------------------------

A23 従事期間内において業務に従事した日数とは「実務経験に該当する業務を実際に行った日数」のみです。従って、休日、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、産前・産後の休暇、育児休暇、出張、研修等、実際に業務に従事しなかった日数は算定できません。

#### [勤務時間]

Q24	従事日数は、8時間勤務でないと1日として計算されないのでですか？
-----	----------------------------------

A24 パート勤務等、1日の勤務時間が短い場合についても、1日として計算します。また、施設等の夜勤で、真夜中の0時をまたいで勤務する場合は、2日勤務となります。

[同一事業所内の職種・業務内容変更]

Q25	特別養護老人ホームで介護福祉士として介護業務に3年間従事した後、同施設（特養）の生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。同じ勤務先ですが実務経験証明書は2枚必要なのでですか？
-----	--

A25 お見込みのとおりです。この場合、別表1（10ページ）の介護福祉士としての対人援助業務（1011）と別表2（11ページ）の介護老人福祉施設の生活相談員（2004）の実務経験に該当します。同じ勤務先でも実務経験に該当する業務内容が異なる場合は、それぞれの業務についての実務経験証明書が必要です。また、法人内における施設又は事業所等の配属先異動の場合も同様です。

[実務経験証明書の書式]

Q26	実務経験証明書は他県のものや、過年度のものを使用できますか？ また、独自に作成した書式でもよいですか？
-----	---

A26 原則として受験申込年度の広島県の様式（39ページ）を使用してください。他都道府県、過年度、独自作成等の指定外の様式については、所定の項目（A27）がもれなく記入されており、受験資格を満たすと確認できる場合に限り認めます。

ただし、記入もれや記入誤り等があると、改めて指定様式での再提出を求めることがあります。再提出がないときは無効とします。また、写しの提出は認められません。

[実務経験証明書の所定の項目]

Q27	A26にある実務経験証明書の所定の項目とはどのようなものですか？
-----	----------------------------------

A27 39ページに記載されている項目です。証明年月日、証明者の所在地・名称・代表者名及び証明印、担当者名・連絡先電話番号、受験者名前・生年月日、施設又は事業所の名称・所在地、同種別又は事業名、法定資格又は職種名・業務内容、従事期間、従事日数が必要です。

[実務経験証明書の証明日]

Q28	現在勤めている事業所を近く退職する予定です。来年度以降に受験を考えていますが、あらかじめ実務経験証明書を作成しておいても有効になりますか？
-----	---

A28 A26と同じく、所定の項目がもれなく記入されており、受験資格を満たすと確認できる場合に限り認めます。見込期間を含む実務経験証明書（従事期間に証明年月日よりも後の期間が含まれているもの）は認められません。受験申込後、必要に応じて、受験申込年度の様式での再提出を求めることがあります。再提出がないときは無効とします。

[免許証の裏面]

Q29	看護師免許証の裏面に記載がある場合、裏面の写しも提出するのはなぜですか？
-----	--------------------------------------

A29 国家資格等の登録年月日が裏面に記載されている場合があります。登録年月日が確認できないと、受験資格（実務経験）を満たしていることが証明できないため、受験できないことがあります。

[改姓]

Q30	結婚のため登録証の姓が現姓と違います。このまま提出してよいですか？
-----	-----------------------------------

A30 受験申込書の姓名と法定資格等証明書、実務経験証明書等の添付書類の姓名が異なる場合は戸籍抄本（原本）を必ず添付してください。

[准看護師の免許証]

Q31	准看護師から引き續いて病院に勤務し、看護師の資格を取得して4年です。期間を通算すると5年以上かつ900日以上になります。この場合、資格を証明する書類としては、看護師の免許証の写しだけを添付すればよいですか？
-----	---

A31 5年以上の実務経験期間中、資格に基づいて勤務していたことを証明する書類が必要です。したがって、看護師資格に基づいて勤務した期間だけでは5年に満たないので、准看護師免許証の写しも添付する必要があります。

[登録証の再発行申請中]

Q32	登録証を紛失したため、現在、再発行申請中なのですが、受験申込期限に間に合わないときは、どうすればよいですか？
-----	--

A32 再発行申請中であることを客観的に証明できる書類（再発行申請書のコピー等）を添付してください。なお、受験申込は見込みでの申込になりますので、登録証が届き次第、写しを速やかに提出してください。（7ページ）

[国家資格を証明する書類]

Q33	国家試験の合格通知は、国家資格を証明する書類として認められますか？
-----	-----------------------------------

A33 国家資格は登録名簿に登録された時点で取得になりますので、国家試験の合格通知では認められません。免許証・登録証の写しを添付してください。

[勤務先の廃業]

Q34	勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書を発行してもらえない場合はどうすればよいですか？
-----	---

A34 事業所が廃業しても法人が継続していれば、法人に実務経験証明書の発行を依頼してください。法人も解散（廃業）したが、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している人が証明できる場合、以下の①～③の書類の提出があれば、実務経験として認められる場合もあります。

- ①実務経験証明書（保管書類を元に当時の責任者等に作成を依頼してください）
- ②事業所の存在及び証明者を確認できる書類（公的機関に提出した事業所の「開設届」「廃業届」、法人の「登記簿謄本」等）
- ③受験申込者の在籍を確認できる書類（雇用保険受給資格者証等）

※②は、受験申込者、証明者以外の個人情報に該当する部分は塗りつぶしていただいて結構です。

※広島県内の介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業所に勤務していた人については、②は不要です。（ただし、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行前より事業を行っていた場合を除く）

※不明な点については、受験申込前に試験窓口にお問い合わせください。

[個人開業]

Q35	開業許可証等の写しが必要なのはなぜですか？
-----	-----------------------

A35 証明者と受験申込者本人が同一の場合、実務経験証明書の内容を客観的に確認するため、開設地・開設年月日等のわかる書類が必要です。公的機関で発行された開業許可証、認可書、届出書等の写しを提出してください。

[住民票・住民票記載事項証明書]

Q36	「住所、名前、生年月日が確認できるもの」とありますが、運転免許証のコピーでもよいですか？
-----	--

A36 運転免許証のコピーは認められません。「住所、名前、生年月日」は、住民票又は住民票記載事項証明書で確認します。

### 3 その他

#### [受験地]

Q37	広島県に住んでいますが、岡山県の病院で看護師として勤務しています。どちらの県に受験を申込めばよいですか？
-----	--

A37 受験申込の時点で、勤務先が岡山県であれば、申込は岡山県です。実務経験対象業務に従事している場合は勤務地の都道府県、従事していない場合は住所地のある都道府県に受験申込となります。(2 ページ)

#### [受験地の変更]

Q38	広島県に受験を申込みますが、試験日の10月には福岡県へ転居する予定です。福岡県で受験できますか？
-----	--

A38 受験申込をした都道府県が受験地です。申込後に受験地の変更はできません。

#### [受験地の選択]

Q39	島根県で勤務していますが、8月には広島県へ転居する予定です。広島県に受験を申込めますか？
-----	--

A39 受験申込の時点で、島根県での勤務が実務経験対象業務であれば、申込は島根県です。広島県への申込はできません。

#### [実務研修の受講地変更]

Q40	試験日以降に他県に転居する場合、実務研修をその県で受講することはできますか？
-----	--

A40 広島県で受講できない場合、「研修受講地変更願」を広島県医療介護基盤課に提出し、転居先の都道府県で受理されれば受講できます。

#### [実務研修の受講年度]

Q41	試験に合格した後の実務研修を、受験年度ではなく次年度以降に受講できますか？
-----	---------------------------------------

A41 合格者の実務研修受講期限には定めがないので、次年度以降でも受講できます。

#### [受験手数料の納付]

Q42	受験手数料を勤務先の事業所が負担します。この場合、振込人名義は事業所の名前でよいですか？
-----	--

A42 受験申込者名と受験手数料振込者名を照合するため、必ず受験申込者名で振込んでください。なお、受験申込書裏面に振込受付証明書の貼付が必要ですので、金融機関の窓口（A T M は不可）から払い込んでください。

#### [記載事項変更届]

Q43	受験申込後、婚姻により姓及び住所が変更になりました。届出は必要ですか？
-----	-------------------------------------

A43 受験申込後、姓名、住所、電話番号等の変更が生じた場合は、「記載事項変更届」(43 ページ)を提出してください。姓名変更の場合はその経過のわかる戸籍抄本、住所変更の場合は住民票又は住民票記載事項証明書を添付してください。